

今回のテーマ： アーンアウトに係る会計処理（英国基準と IFRS の差異）

はじめに

新型コロナウイルス禍や緊迫するウクライナ情勢、世界的なインフレ等将来の不確実性が高まる中、M&Aにおける株式譲渡契約（SPA）等において、日本でも、将来の業績に応じた追加的な対価の支払いについて定めた、いわゆる「アーンアウト条項」を含めるケースが見られるようになってきました。本稿では、アーンアウト条項の内容について概説するとともに、英国会計基準（FRS102）における取り扱いと国際財務報告基準（IFRS）との主要な差異について解説します。

なお本記事は、Grant Thornton UK LLP が作成したものに、弊社で翻訳・加筆したものになります。英文記事の詳細は、[Earn-outs: what to know before you sign a SPA | Grant Thornton](#) を参照下さい。

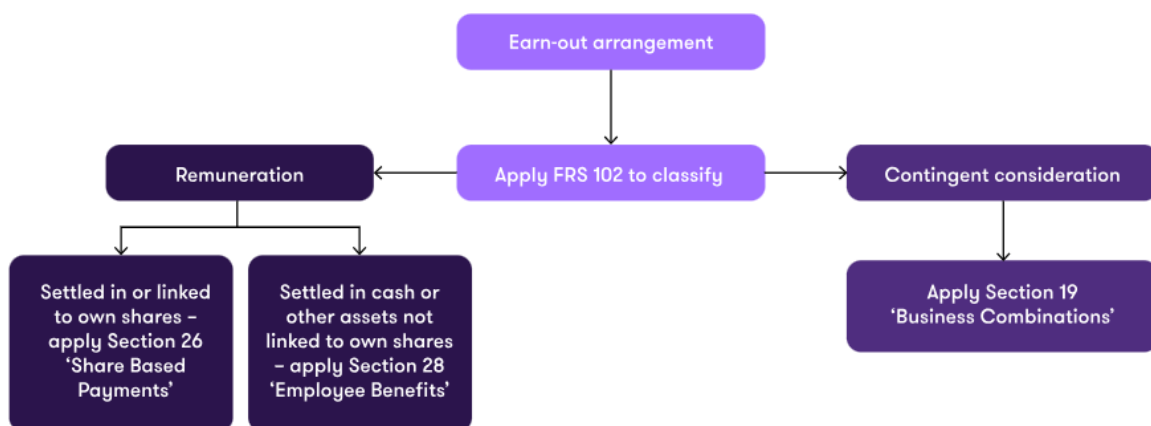
アーンアウトとは？

被買収事業に対する対価は、買収完了時に支払われる最初の金額（多くの場合、価格調整メカニズムによる調整を条件とする）と、一定の基準が満たされることを条件として、後に支払われる追加的な金額とに分割されることがあります。これらの偶発的条件が、買収後の事業が一定の業績目標を達成することに関連する場合、当該偶発対価はアーンアウトと呼ばれます。

アーンアウトには、しばしば Bad leaver 条項が含まれることがあります。これは、アーンアウト期間中に現経営陣等が離職した場合、事業売却の対価が減額される可能性があることを意味しています。SPA で文書化されるアーンアウトの取り決めは、一般に認められた企業会計原則（GAAP）に準拠する必要がありますが、英国では通常、FRS102 または英国が採用した国際財務報告基準（IFRS）のいずれかがこれに該当します。

アーンアウトに係る会計処理

アーンアウトの会計処理は、どの GAAP を適用するかによって異なります。IFRS における会計処理の違いを検討する前に、まず FRS102 について見てみたいと思います。



最初に注目すべき点は、アーンアウトの取り決めに **Bad leaver** 条項が含まれているかどうかです。**FRS102** は、対価の額が雇用の継続に何らかの形でリンクしている場合、その対価の要素は、事業売却の偶発的対価ではなく、従業員報酬とみなされなければならないことを明確にしています。

これによる主な会計上の影響は、従業員報酬が損益計算書において費用として認識されるのに対し、偶発対価は貸借対照表において追加投資費用として認識される点にあります。

報酬として会計処理する必要があるのか、偶発対価として会計処理する必要があるのか、場合によってはこの2つの組み合わせとして会計処理する必要があるのかが分かれば、次のような当初認識と事後測定が適用されます。

Contingent consideration (偶発対価) :

- 1) 当初測定
 - 投資原価 (及びのれん) の額の変動
 - 偶発債務の計上
- 2) 事後測定
 - 偶発債務の公正価値の変動は、のれんの額に反映する

Remuneration (報酬) :

- 1) Section 28 - Employee Benefits
 - 以下の場合に費用を認識し、債務計上する。
 - 事前に設定された法的または実質的債務がある
 - 信頼できる見積りが可能である
- 2) Section 26 - Shared Based Payments
 - 費用及び株主資本を計上

IFRS は、報酬と偶発対価の区別や当初認識に関しては **FRS102** とほぼ一致していますが、アーンアウトの会計処理に関しては重要な違いがあります。**IFRS** では、偶発対価の公正価値の変動は損益計算書で認識しなければならないが、のれんの調整として会計処理することはできないのに対し、**FRS102** においては、上記のとおりのとりのれんの額を調整することとされています。この結果、損益が変動する可能性があるため、アーンアウトの取り決めに評価する際には考慮する必要があります。

FRS102 改正の影響

公開草案(**FRED 82**)で提案されている **FRS 102** の改正は、収益とリースの会計処理に大きな影響を与える可能性があり、その結果、提案されているアーンアウトの取決めに影響を与える可能性があります。特に、オペレーティング・リース取引の借手である企業は、この改正により **EBITDA** の数値と貸借対照表の表示に大きな変更が生じることになります。

車両、不動産等複数のリース・ポートフォリオを持つ企業は、大きな影響を受けることが想定されます。リース費用の一部が金融費用と減価償却費に計上されるため、営業利益と **EBITDA** は増加する可能性が高く、リース・コミットメントがオンバランスされる結果、総資産と負債はともに増加します。その結果、**SPA** 締結日時点の **GAAP** を固定するか、**FRED82** の予想される影響を正確に予測することが重要となります。

おわりに

前述の通り、アーンアウトの会計処理は損益計算書のボラティリティを高める可能性があり、FRS102 も IFRS も、継続雇用に関連する対価を偶発対価ではなく報酬として扱うことを強く求めています。したがって、SPA 交渉中から会計処理を評価することが重要となります。

以上